

## 令和2年度財政援助団体等監査結果報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

### 第2 監査の対象

令和元年度において、市が補助金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行のうち、下表の団体に対する補助金に係るもの。

団体名	所管部課名	補助金	金額
一般財団法人 土浦市産業文化事業団	都市産業部 商工観光課	当初交付額	145,414,000円
		返還額	3,117,821円
		補助金額	142,296,179円
社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会	保健福祉部 社会福祉課	当初交付額	139,571,000円
		返還額	5,757,190円
		補助金額	133,813,810円
	保健福祉部 高齢福祉課	当初交付額	12,051,000円
		返還額	5,786,580円
		補助金額	6,264,420円
公益社団法人 土浦市シルバー人材センター	保健福祉部 高齢福祉課	当初交付額	10,978,000円
		返還額	0円
		補助金額	10,978,000円

### 第3 監査の着眼点（評価項目）

監査の実施に当たり、監査の着眼点（評価項目）を次のとおり設定した。

- 1 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- 2 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- 3 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- 4 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- 5 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- 6 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。
- 7 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- 8 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- 9 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- 10 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。
- 11 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

## 第4 監査の主な実施内容

土浦市監査基準に準拠し、監査の対象事務が、法令、補助目的等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかについて検証するため、事前監査においては、各対象団体に赴き、監査の着眼点（評価項目）に基づき関係帳簿、証書類等の確認、照合等を行った後、当該団体職員へのヒアリングを実施した。本監査においては、対象団体職員及び市所管部課の出席を求め、提出資料に基づき当該団体の事務局長等から説明を受けた後、質疑応答による監査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

### 1 一般財団法人土浦市産業文化事業団

#### (1) 事前監査

(場所) 一般財団法人土浦市産業文化事業団会議室

(日程) 令和2年4月16日(木)、17日(金)

#### (2) 本監査

(場所) 土浦市役所302会議室

(日程) 令和2年5月29日(金)

### 2 社会福祉法人土浦市社会福祉協議会

#### (1) 事前監査

(場所) 社会福祉法人土浦市社会福祉協議会団体共用室

(日程) 令和2年5月19日(火)

#### (2) 本監査

(場所) 土浦市役所302会議室

(日程) 令和2年5月29日(金)

### 2 公益社団法人土浦市シルバー人材センター

#### (1) 事前監査

(場所) 公益社団法人土浦市シルバー人材センター会議室

(日程) 令和2年5月15日(金)

#### (2) 本監査

(場所) 土浦市役所302会議室

(日程) 令和2年5月29日(金)

## 第6 監査の結果

### 1 一般財団法人土浦市産業文化事業団

監査の対象となった当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行については、

一部の軽微な事項を除き、重要な点においておおむね適正に当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

今後も、現金、預金通帳、銀行印（印章）等の適切な管理はもとより、各種事務の適正な処理に当たられたい。

なお、指摘事項（監査の結果であって、監査委員が直ちに改善を要すると判断し、措置を求めるものをいう。）及び意見（監査の結果の他、組織及び運営の合理化に資するために、監査委員が特に言及することが必要と判断するものをいう。）については、次のとおりである。

## （１）指摘事項

特に指摘すべき事項は認められなかった。

## （２）意見

- ① 補助金の使途については、引き続き費用対効果に留意した事業計画・執行に努められたい。
- ② 市所管部課においては、団体から説明や資料提供を適宜求めるなど補助金の使途の内容の把握に努め、規則等に沿った適正な執行を継続されたい。
- ③ 予算執行時に科目の選択誤りが一部見受けられたので注意されたい。
- ④ 水郷イルミネーション事業におけるイベントのリスク管理の一環として、管理者賠償責任保険等の必要な措置が取られていることが確認できた。今後とも、必要な保険についての見直しなどを行い、安全対策とともに万が一の事態へ備えられたい。
- ⑤ 水郷イルミネーション事業実施時、土浦市都市公園条例に基づく会場の占用許可申請手続きに一部不備が見受けられたので注意されたい。

## ２ 社会福祉法人土浦市社会福祉協議会

監査の対象となった当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行については、一部の軽微な事項を除き、重要な点においておおむね適正に当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

今後も、現金、預金通帳、銀行印（印章）等の適切な管理はもとより、各種事務の適正な処理に当たられたい。

なお、指摘事項（監査の結果であって、監査委員が直ちに改善を要すると判断し、

措置を求めるものをいう。)及び意見(監査の結果の他,組織及び運営の合理化に資するために,監査委員が特に言及することが必要と判断するものをいう。)については,次のとおりである。

#### (1) 指摘事項

特に指摘すべき事項は認められなかった。

#### (2) 意見

- ① 土浦市社会福祉協議会事業補助金交付要項で定められている各種手続きの一部において,市担当部課と団体の間で認識に違いが見受けられたので,認識の統一を図られたい。また,必要に応じて要項の文言等の見直しも検討されたい。
- ② 補助金の使途については,引き続き費用対効果に留意した事業計画・執行に努められたい。
- ③ 市所管部課においては,団体から説明や資料提供を適宜求めるなど補助金の使途の内容の把握に努め,規則等に沿った適正な執行を継続されたい。
- ④ 職員数が限られる中,高齢化が進み,福祉ニーズの多様化等厳しい状況であるが,基本理念である「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」に基づき,引き続き福祉の増進に努められたい。
- ⑤ 小口現金の保管において,規程に定められた額以上の保管が見受けられたので,保管額について再度検討された上,必要に応じて規程の見直しも検討されたい。

### 3 公益社団法人土浦市シルバー人材センター

監査の対象となった当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行については,一部の軽微な事項を除き,重要な点においておおむね適正に当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

今後も,現金,預金通帳,銀行印(印章)等の適切な管理はもとより,各種事務の適正な処理に当たられたい。

なお,指摘事項(監査の結果であって,監査委員が直ちに改善を要すると判断し,措置を求めるものをいう。)及び意見(監査の結果の他,組織及び運営の合理化に資するために,監査委員が特に言及することが必要と判断するものをいう。)については,次のとおりである。

## (1) 指摘事項

特に指摘すべき事項は認められなかった。

## (2) 意見

- ① 補助金の使途については、引き続き費用対効果に留意した事業計画・執行に努められたい。
- ② 市所管部課においては、団体から説明や資料提供を適宜求めるなど補助金の使途の内容の把握に努め、規則等に沿った適正な執行を継続されたい。
- ③ 高齢化が進む中で、高齢者が働くことを通して生き甲斐を感じ、地域社会の活性化に貢献できるよう、引き続き高齢者の様々な就労対策等事業に努められたい。